洗濯事業に関連する労働安全衛生法・規則について(乾燥設備)

エレクトロラックス・プロフェッショナル製品の乾燥設備機器で労働安全衛生法・規則に 該当する機械がございます。 従って、下記の事項が使用者に義務づけられていますので、 必ず遵守して頂きますようお願いいたします。

乾燥設備に関する確認事項内容

- 1.乾燥設備の使用(労働安全衛生規則第二百九十六条)
- 1) 危険物乾燥設備を使用するときは、あらかじめ、内部をそうじし、又は換気すること。
- 2) 危険物乾燥設備を使用するときは、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉塵で爆発又は火災の危険があるものを安全な場所に排出すること。
- 3) 危険物乾燥設備を使用して加熱乾燥する乾燥物は、容易に脱落しないように保持する こと。
- 4) 第二百九十四条第六号の乾燥設備(液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用 する乾燥設備)を使用するときは、あらかじめ、燃焼室その他点火する箇所を換気し た後に点火すること。
- 5) 高温で加熱乾燥した可燃性の物は、発火の危険がない温度に冷却した後に格納すること。
- 6) 乾燥設備(外面が著しく高温にならないものを除く。)に近接した箇所には、可燃性の 物を置かないこと。
- 2.乾燥設備作業主任者の選任 (労働安全衛生規則第二百九十七条)

事業者は、乾燥の作業については、乾燥設備作業主任者技能講習を終了した者のうちから、 乾燥設備作業主任者を選任しなければならない。(乾燥設備作業主任者技能講習について は、各都道府県の(社)労働基準協会等へお問い合わせ下さい。)

作業主任者を選任すべき乾燥機(施行令第六条八 イ、ロ)

- 1) 乾燥設備のうち、危険物等に係る設備で、内容積が一立方メートル以上のもの(施行令第 六条八 イ)
- 2) 電気乾燥機 定格消費電力が 10 キロワット以上の電気乾燥機 (施行令第六条八 ロ)
- 3) ガス乾燥機燃料の最大消費量が毎時一立方メートル以上のガス乾燥機(施行令第六条八イ)

機種	熱源	タイプ	結果
T5250,TD6-14	ガス式	12/13A	Ο
		LPG	非該当
T5350,TD6-20	ガス式	12/13A	Ο
		LPG	非該当
	電気式		0
	蒸気式		非該当
T5300S,TD6-17S	ガス式	12/13A	Ο
		LPG	Ο
T5425S,TD6-24S	ガス式	12/13A	Ο
		LPG	0
T5290,TD6-16	ガス式	12/13A	Ο
		LPG	非該当
T5550,TD6-30	ガス式	12/13A	0
		LPG	Ο
	電気式		0
	蒸気式		非該当
T5675,TD6-37	ガス式	12/13A	0
		LPG	0
	電気式		
	蒸気式		非該当

洗濯乾燥機該当機種

WD6-11JC2(都市ガス 13A 用) WD6-11JO2(都市ガス 13A 用)

WD6-18JC2(都市ガス 13A 用) WD6-11JO2(都市ガス 13A 用)

WD6-25JC2(都市ガス 13A 用)

WD6-25JC2(LP ガス用)

なお、作業主任者を選任すべき乾燥機においては、労働安全衛生法により、設置・移転・変更届出が義務づけられていますので、設置する地域を管轄する労働基準監督署に届出てください。

3.乾燥設備作業主任者の職務(労働安全衛生規則第二百九十八条)

事業者は、乾燥設備作業主任者に次の事項を行なわせなければならない。

- 1) 乾燥設備をはじめて使用するとき、又は乾燥方法若しくは乾燥物の種類を変えたときは、労働者に あらかじめ当該作業の方法を周知させ、かつ、当該作業を直接指揮すること。
- 2) 乾燥設備及びその附属設備について不備な箇所を認めたときは、直ちに必要な措置を とること。
- 3) 乾燥設備の内部における温度、換気の状態及び乾燥物の状態について随時点検し、異常を認めたときは、直ちに必要な措置をとること。

4) 乾燥設備がある場所を常に整理整とんし、及びその場所にみだりに可燃性の物をおかないこと。

4.定期自主検査(労働安全衛生規則第二百九十九条)

事業者は、乾燥設備及び附属設備については、一年以内ごとに一回、定期に、次の事項について自主検査を行ない、記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 1) 点検すべき項目
- (1) 内面及び外面並びに内部のたな、わく等の損傷、変形及び腐食の有無
- (2) 危険物乾燥設備にあっては、乾燥に伴って生ずるガス、蒸気又は粉塵で爆発又は火 災の危険 があるものを排出するための設備の異常の有無
- (3) 第二百九十四条第六号の乾燥設備(液体燃料又は可燃性ガスを熱源の燃料として使用する乾燥設備)にあっては、燃焼室その他点火する箇所の換気のための設備の異常の有無
- (4) のぞき窓、出入口、排気孔等の開口部の異常の有無
- (5) 内部の温度の測定装置及び調整装置の異常の有無
- (6) 内部に設ける電気機械器具又は配線の異常の有無
- 2) 記録すべき事項
- (1) 検査年月日
- (2) 検査方法
- (3) 検査箇所
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
- 3) 補修等(労働安全衛生規則第三百条) 自主検査の結果、乾燥機又はその附属設備に異常をみとめたときは、補修その他必要な措置を講じた後でなければ、これらの設備を使用してはならない。